

令和 7 年 3 月 18 日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課  
担当：守屋・伊藤  
電話：972-3187

## 障害児通所支援事業所に対する行政処分について

本市は、下記のとおり児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定に基づき行政処分（指定の一部の効力停止）を行うこととしましたので、ご報告いたします。

### 記

#### 1 処分の対象となる事業者及び事業所

##### (1) 事業者

| 名 称          | 代表理事  | 所在地              |
|--------------|-------|------------------|
| 特定非営利活動法人はっぱ | 北方 幸江 | 天白区植田山一丁目 404 番地 |

##### (2) 事業所

| 名 称                                 | 所在地              | サービスの種類              |
|-------------------------------------|------------------|----------------------|
| えみなのいえオリーブの樹<br>（令和 6 年 11 月 1 日指定） | 緑区鳴子町 4 丁目 68 番地 | 児童発達支援<br>放課後等デイサービス |

#### 2 処分事由及び処分内容

| 不正請求 | 実態と異なる<br>申請・届出 | 処分内容<br>（効力発生日）           |
|------|-----------------|---------------------------|
| —    | ○               | 一部効力停止 1 月<br>（ 3 月 19 日） |

#### 3 処分の原因となる事実

＜不正の手段による指定申請（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 9 号）＞

基準人員を満たす児童指導員及び保育士を配置できないにもかかわらず、実際に配置する予定がなかった者を従業者とする虚偽の勤務形態一覧表を作成して、不正に法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けた。

#### 4 本市に対する返還金額

令和 6 年 11 月 1 日の指定以降、事業所から報酬請求されていないため、返還金額はありません。